

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 長野支部

結 婚 祝 金 交 付 規 程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本教育公務員弘済会福祉事業規定第 3 条2項（1）の規定に基づく、結婚祝金の交付に関し必要な事項を定める。

(結婚祝金の交付対象者)

第 2 条 結婚祝金の交付を受けることができるものは、入籍日現在月掛金3,000円以上の教弘保険又はユース教弘10口以上加入している長野県内の教弘会員であること。

(結婚祝金の交付額)

第 3 条 結婚祝金の交付額は、会員 1 名につき10,000円とする。

(結婚祝金交付の申請)

第 4 条 交付希望者は、入籍日から 2 年以内に、結婚祝金交付申請書に、所属長の証明又は、戸籍抄本を添付して申請する。

(補 足)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、結婚祝金交付に関し、必要な事項は支部長が定める。